

## 郡山市観光コンテンツ開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の観光誘客の促進及び地域経済の活性化を目的として、新型コロナウイルス感染症による社会環境の変化を踏まえた新たな旅のスタイルに対応した魅力ある高付加価値な観光コンテンツを開発し、郡山市観光コンテンツ開発支援補助金対象事業募集要項（令和4年4月1日制定）に基づき、本市に当該観光コンテンツが採択された事業者（以下「採択事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光コンテンツ 本市の魅力ある観光資源及び各事業者が保有している技術、文化的要素等を活用して、市内外からの誘客が見込まれる体験型のプログラムを含む観光サービスをいう。
- (2) 観光コンテンツの開発 高付加価値化が見込まれる新しい観光コンテンツの開発及び既存の観光コンテンツの改良をいう。
- (3) 高付加価値化 ターゲットのニーズに十分訴求し消費を促す要素を加えていくことをいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、採択事業者であって次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。なお、申請者の所在が本市外の場合は、所在地における同等の市町村税をいう。）を滞納していない者
- (2) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定める経費とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、当該経費に係る消費税及び地方消費税額並びに他の補助金の交付の対象となる経費については、補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業計画書（第1号様式）とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書（第2号様式）とする。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、当該完了の日から60日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書（第3号様式）とし、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（第4号様式）
- (2) 領収書等支出の内容が確認できる書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

事業目的	対象経費区分	対象経費の例	補助金の額
観光コンテンツの開発に 要する経費	消耗品費	事業の実施に必要な事務用品、原材料費、マスク、消毒液等、感染症対策に供する消耗品等で、短期間のうちにその効用が減耗する消耗機材及び短期間の使用で消費される物品で10万円未満のもの	補助対象経費の2分の1以内の額 ただし、50万円を上限とする。
	印刷製本費	事業の実施に要する印刷業者等に発注するポスター、チラシ、資料等に係る印刷費	
	広告費	事業の広報等に係る広告掲載費	
	通信運搬費	事業の実施に必要な郵便切手、はがき、配達料、物品の運搬費等 ※経常的な電話料、インターネット料金等は除く。	
	委託料	事業の実施に必要な委託又は外注に要する経費 (モニターツアー運営委託、予約に係るWebサイト構築、ブランディングに係るデザイン料等)	
	使用料及び賃借料	事業の実施に要する会場又は機材の使用料又は賃借料	
	保険料	モニターツアー開催における参加者の保険加入に要する経費	